

働き方改革推進支援助成金交付要綱 (業種別課題対応コース)

(通則)

第1条 働き方改革推進支援助成金業種別課題対応コース（以下「本助成金」という。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省
労働省</sup>令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的及び関係書類の提示及び監査)

- 第2条 本助成金は、働き方改革の推進に向けて、令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用されている業種等の中小企業事業主が長時間労働を削減するため、研修、周知・啓発、労働時間の管理の適正化に資する機械・器具の導入等を実施し、生産性の向上を図るなどにより、時間外労働の削減その他の労働時間等の設定の改善の成果を上げた事業主に重点的に助成金を支給することにより、中小企業における労働時間等の設定の改善の推進を図ることを目的とする。
- 2 所轄都道府県労働局長（以下「労働局長」という。）は、本助成金の支給事務の適正な運営を確保するために必要と認めるときは、所属の職員に、支給対象事業主に対して、関係書類の提示を求めさせ、又は監査させることができる。

(定義)

- 第3条 この交付要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 中小企業事業主 別に定めるところにより、本助成金の交付の申請（以下「交付申請」という。）ができ、交付対象となり得る事業主をいう。
- (2) 指定事業場 中小企業事業主が、様式第1号別添（以下「事業実施計画」という。）において指定した事業場をいう。

(改善事業及び助成対象経費)

第4条 本助成金は、中小企業事業主が、次に掲げる事業（以下「改善事業」という。）を実施するために必要な経費のうち第4項で定める経費（以下「助成対象経費」という。）について予算の範囲内で交付する。

- (1) 労務管理担当者に対する研修（勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修を含む。）、労働者に対する研修（勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修を含む。）、周知・啓発、外部専門家によるコンサルティング、就業規則・労使協定等の整備、人材確保に向けた取組の事業
- (2) 労務管理用ソフトウェア等、労務管理用機器、デジタル式運行記録計、その他の労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新の事業

2 第2条の目的に照らし、次の内容を含むものは、その限りにおいて前項の改善事業とすることはできない。

- (1) 法令等で義務づけられている措置に係る内容
- (2) 単なる経費削減を目的とした内容
- (3) 単なる労働者の不快感の軽減や作業快適化を図ることを目的とした内容
- (4) 労務管理に関する専門的知識を自ら活用できる事業場（社会保険労務士事務所等）について、国の支援を要さずに取り組むことが可能である内容
- (5) 日本国外で実施する内容（砂糖製造業を除く。)
- (6) 事業実施予定期間（第1項に定める改善事業を実施する期間として第14条を踏まえて中小企業事業主が予定し、第11条の交付決定を得た期間をいう。以下同じ。）ではない期間に実施する内容

3 改善事業を実施するに当たり、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成4年法律第90号）及び労働時間等設定改善指針（平成20年厚生労働省告示第108号。以下「設定改善指針」という。）に基づき、次の措置をすべて実施すること。

- (1) 労使の話し合いの機会の整備（労働時間等設定改善委員会の設置等）
- (2) 労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望に応じるための担当者の配置
- (3) 労働者に対する事業実施計画の周知

4 助成対象経費は、交付決定日から支給申請日までの期間において

実際に支出した費用であり、かつ、第1項に掲げる改善事業の実施に要した費用のうち、謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、原材料費、広告宣伝費、機械装置等購入費、造作費、人材育成・教育訓練費、経営コンサルティング経費、備品費及び委託費とする。

(成果目標)

第5条 中小企業事業主は、前条第1項の改善事業を計画するに当たり、時間外労働の上限設定又は年次有給休暇や特別休暇の取得促進について、次の各号から1つ以上の成果目標を選択し、その達成に向けた内容とすること。

(1) 時間外・休日労働の上限設定

① 初めて本成果目標を選択する場合（初回選択の場合）

ア 全ての指定事業場において、令和8年4月1日以前の2年間に
おいて、少なくとも1箇月、月45時間（1年単位の変形労働時間制により労働する労働者においては月42時間）を超える時間外労働（法定労働時間を超えるものをいう。また、休日労働時間は含まない。以下同じ。）の実態があることを要する。

イ 全ての指定事業場において、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間に有効期間の始期を含む時間外・休日労働に関する協定（労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第36条に基づく労使協定。以下「36協定」という。）について、労働時間を延長して労働させることができる時間及び休日において労働させることができる時間を短縮することとし、（ア）又は（イ）のいずれかの範囲内で、時間外労働時間数及び休日労働時間数を設定の上、所轄労働基準監督署長に届け出ることとする。

（ア）時間外労働時間数及び休日労働時間数の合計（以下「時間外・休日労働時間数」という。）を月60時間以下に設定

（イ）時間外・休日労働時間数を、月60時間を超え月80時間以下に設定

ウ 第10条に基づく交付申請の前に、全ての指定事業場において、36協定における延長することができる時間数について一定の時間数（上記イ（ア）を選択する場合は月60時間、上記イ（イ）を選択する場合は月80時間）を超えて協定し、かつ、交付申請日を有効期間に含む36協定を、所轄労働基準監督署長に届け出ていることを要する。当該36協定の対象期間の始期が令和8年1月1日以後である場合、当該36協定の対象期間の始期

の前日を対象期間の終期とする36協定についても、併せて延長することができる時間数に係る本要件を満たすことを要する。ただし、第2項(2)の砂糖製造業の中小企業事業主については、別に定めるところによる。

- ② 令和7年度以降に受給した本助成金の事業実施計画において、本成果目標を選択したことがある場合(2回目以降に選択する場合)

ア 全ての指定事業場において、令和8年4月1日以前の1年間に
おいて、少なくとも1箇月、月45時間(1年単位の変形労働時間
制により労働する労働者においては月42時間)を超える時間
外労働の実態があることを要する。

イ 全ての指定事業場において、令和8年4月1日から令和9年3月31日
までの期間に有効期間の始期を含む36協定について、労働時間を延長し
て労働させることができる時間及び休日において労働させることができ
る時間を、令和7年度に本成果目標を選択したときに比較して維持又は
短縮することとし、時間外労働時間数及び休日労働時間数を設定の
上、所轄労働基準監督署長に届け出ることとする。

ウ 第10条に基づく交付申請の前に、全ての指定事業場におい
て、交付申請日を有効期間に含む36協定を、所轄労働基準監督
署長に届け出ていることを要する。当該36協定の対象期間の始
期が令和8年1月1日以後である場合、当該36協定の対象期間
の始期の前日を対象期間の終期とする36協定についても、併せ
て本要件を満たすことを要する。

エ 令和7年度に本成果目標を選択して本助成金を受給した際に事
業実施期間に届け出た36協定から時間外・休日労働時間数を増
やした中小企業事業主は、本成果目標を選択することはできな
い。

(2) 所定外労働時間の削減

ア 本成果目標を選択する場合、全ての指定事業場において、交付
申請後から事業実施予定期間の終期までの期間において、いず
れか1箇月における所定労働時間を超える時間外労働(以下
「所定外労働」という。)の時間数を、前年同月を基準として、
労働者1人あたり5時間以上削減することとする。

イ 第10条に基づく交付申請の前に、全ての指定事業場において、
交付申請日を有効期間に含む36協定を、所轄労働基準監督署長
に届け出ていることを要する。

(3) 年次有給休暇の計画的付与の導入

ア 本成果目標を選択する場合、全ての指定事業場において、労基法第39条第6項に基づく年次有給休暇の計画的付与を新たに導入することとする。

イ 本成果目標を選択する場合、事業実施予定期間において、労基法第39条第6項に基づく労使協定を締結し、かつ、当該労使協定が有効であることを要する。併せて、常時10人以上の労働者を使用する指定事業場においては、事業実施予定期間に、休暇に関する定めとして就業規則に関連の規定を設け、所轄労働基準監督署長に届出を行い、施行することを要する。

ウ 次のいずれかに該当する中小企業事業主は、本成果目標を選択することはできない。

ア 既に年次有給休暇の計画的付与に係る労使協定を締結している場合

イ 全ての指定事業場において、年次有給休暇の付与日数が5日以下の労働者しか雇用されていない場合

(4) 時間単位の年次有給休暇及び特別休暇の導入

ア 本成果目標を選択する場合、全ての指定事業場において、労基法第39条第4項に基づく時間単位の年次有給休暇（以下「時間単位年休」という。）を新たに導入し、かつ、設定改善指針2（2）の措置として、いずれか1種以上の特別休暇を新たに導入することとする。

イ 本成果目標を選択する場合、事業実施予定期間において、労基法第39条第4項に基づく労使協定を締結し、かつ、当該労使協定が有効であることを要する。併せて、常時10人以上の労働者を使用する指定事業場においては、事業実施予定期間において、就業規則に関連の規定を設け、所轄労働基準監督署長に届出を行い、施行することを要する。

ウ 次のいずれかに該当する中小企業事業主は、本成果目標を選択することはできない。

（ア）既に時間単位年休に係る労使協定を締結している指定事業場がある場合（ただし、時間単位の特別休暇を導入する場合において、時間単位年休の日数が5日未満であり、当該日数を5日に変更する場合においてはこの限りでない。）

（イ）導入しようとする特別休暇について、既に導入している指定事業場がある場合

(5) 勤務間インターバルの導入

ア 本成果目標を選択する場合、全ての指定事業場において、別に

定める時間以上の勤務間インターバルを、各指定事業場における別に定める範囲を超える労働者に導入することとする。

- イ 全ての指定対象事業場において、令和8年4月1日以前の2年間において、少なくとも1箇月、月45時間（1年単位の変形労働時間制により労働する労働者においては月42時間）を超える時間外労働の実態があることを要する。ただし、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する場合にはこの限りでない。

- （ア）交付申請時に、9時間以上の勤務間インターバルを確保していない場合

- （イ）改善事業を実施しなければ、9時間以上の勤務間インターバルが確保できない具体的かつ客観的な特段の事由がある場合

- ウ 本成果目標を選択する場合、常時10人以上の労働者を使用する指定事業場においては、事業実施予定期間において、就業規則に関連の規定を設け、所轄労働基準監督署長に届出を行い、施行することを要する。

（6）週休2日制の推進

- ア 本成果目標を選択する場合、全ての指定事業場において、建設現場における週休2日制の推進に向けて、4週5日以上に休日を増やすこととする。

- イ 本成果目標を選択する場合、常時10人以上の労働者を使用する指定事業場においては、事業実施予定期間において、就業規則に関連の規定を設け、所轄労働基準監督署長に届出を行い、施行することを要する。

- ウ 全ての指定事業場において、所定休日が4週4日ないし7日のいずれかでなければ、中小企業事業主は本成果目標を選択することはできない。

（7）医師の働き方改革の推進

- ア 本成果目標を選択する場合、全ての指定事業場において、次の（ア）ないし（ウ）を実施することを通じて、労務管理体制を構築することを要する。ただし、（ウ）については、交付申請時に副業・兼業を行う医師が所属する指定事業場に限り、実施することで差し支えない。

- （ア）労務管理責任者の設置

- （イ）管理者層の労働時間管理に係る理解促進

- （ウ）医師が副業・兼業を行うに当たっての体制整備

- イ 本成果目標を選択する場合、全ての指定事業場において、医師

の労働時間の実態を把握することを要する。

ウ 全ての指定事業場において、交付申請前に、上記ア（ア）ないし（ウ）又はイのいずれかの措置を行っている中小企業事業主は、本成果目標を選択することはできない。

2 第1項の成果目標は、中小企業事業主の業種等に応じて、次の各号に定める範囲において選択することができる。ただし、第1項第1号及び第2号の成果目標を同時に選択することはできない。

- (1) 建設業 第1項第1号ないし第6号
- (2) 運送業等、砂糖製造業及び情報通信業・宿泊業 第1項第1号ないし第5号
- (3) 病院等 第1項第1号ないし第5号及び第7号

（交付額及び補助率）

第6条 本助成金の交付額は、第7条に定める助成上限額の範囲で、改善事業の実施に要した費用の合計額に、第2項に定める補助率を乗じた額とする。算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 補助率は、4分の3とする。ただし、中小企業事業主が常時使用する労働者数が30人以下の場合、第4条第1項第2号の事業を実施し、かつ、改善事業の実施に要した費用の合計額が30万円を超えるときは、補助率を5分の4とする。

（助成上限額）

第7条 第5条第1項第1号①の成果目標（時間外・休日労働の上限設定）を達成した場合、（A）交付申請日を有効期間に含む36協定の時間外・休日労働時間数及び（B）事業実施期間に届け出た36協定の時間外・休日労働時間数に応じて、下表1のとおりとする。指定事業場により適用される助成上限額が異なる場合は、最も高い額とする。

（表1）

(A) \ (B)	(B)	
	月60時間以下	月60時間を超え 月80時間以下
月60時間を超え 月80時間以下	200万円	—
月80時間超	250万円	150万円

2 第5条第1項第1号②の成果目標（時間外・休日労働の上限設定）

を達成した場合の助成上限額について、次のア又はイのいずれかとする。指定事業場により適用される助成上限額が異なる場合は、最も高い額とする。

ア (B) 事業実施期間に届け出た 36 協定の時間外・休日労働時間数を、(A) 交付申請日を有効期間に含む 36 協定の時間外・休日労働時間数に比して、月 60 時間を超え月 80 時間以下又は月 60 時間以下の範囲内で維持したとき 25 万円

イ (A) 交付申請日を有効期間に含む 36 協定の時間外・休日労働時間数が月 60 時間を超え月 80 時間以下である場合に、(B) 事業実施期間に届け出た 36 協定の時間外・休日労働時間数を月 60 時間以下に短縮したとき 100 万円

3 第 5 条第 1 項第 2 号の成果目標（所定外労働時間の削減）を達成した場合、労働者 1 人あたり 5 時間以上 10 時間未満を削減したときは 50 万円、労働者 1 人あたり 10 時間以上を削減したときは 100 万円を助成上限額とする。

4 第 5 条第 1 項第 3 号の成果目標（年次有給休暇の計画的付与の導入）を達成した場合及び第 5 条第 1 項第 4 号の成果目標（時間単位の年次有給休暇及び特別休暇の導入）を達成した場合は、それぞれ 25 万円を助成上限額とする。

5 第 5 条第 1 項第 5 号の成果目標（勤務間インターバルの導入）を達成した場合、交付申請前の勤務間インターバルの導入状況及び改善事業の実施により導入した勤務間インターバルの時間数に応じて、下表 2 のとおりとする。なお、下表 2 の「指定病院等」の定義は別に定める。

(表 2)

(2-1 建設業、砂糖製造業、情報通信業・宿泊業)

交付申請前の導入状況	導入した勤務間 インターバルの時間数	助成上限額
導入していない	9 時間以上 11 時間未満	120 万円
	11 時間以上	150 万円
既に導入（9 時間以上） かつ 労働者の半数以下に適用	9 時間以上 11 時間未満	60 万円
	11 時間以上	75 万円
既に導入（9 時間未満）	9 時間以上 11 時間未満	60 万円
	11 時間以上	75 万円

(2-2 指定病院等を除く病院等)

交付申請前の導入状況	導入した勤務間 インターバルの時間数	助成上限額
------------	-----------------------	-------

導入していない	9 時間以上 10 時間未満	120 万円
	10 時間以上 11 時間未満	150 万円
	11 時間以上	170 万円
既に導入（9 時間以上） かつ 労働者の半数以下に適用	9 時間以上 10 時間未満	60 万円
	10 時間以上 11 時間未満	75 万円
	11 時間以上	85 万円
既に導入（9 時間未満）	9 時間以上 10 時間未満	60 万円
	10 時間以上 11 時間未満	75 万円
	11 時間以上	85 万円

（2－3 運送業等、指定病院等）

交付申請前の導入状況	導入した勤務間 インターバルの時間数	助成上限額
導入していない	10 時間以上 11 時間未満	150 万円
	11 時間以上	170 万円
既に導入（10 時間以上） かつ 労働者の半数以下に適用	10 時間以上 11 時間未満	75 万円
	11 時間以上	85 万円
既に導入（10 時間未満）	10 時間以上 11 時間未満	75 万円
	11 時間以上	85 万円

- 6 第 5 条第 1 項第 6 号の成果目標（週休 2 日制の推進）を達成した場合、改善事業の実施前後の 4 週あたり休日数に応じて、下表 3 のとおりとする。

（表 3）

事業実施後 事業実施前	4 週あたり 5 日	4 週あたり 6 日	4 週あたり 7 日	4 週あたり 8 日以上
4 週あたり 4 日	25 万円	50 万円	75 万円	100 万円
4 週あたり 5 日	—	25 万円	50 万円	75 万円
4 週あたり 6 日	—	—	25 万円	50 万円
4 週あたり 7 日	—	—	—	25 万円

- 7 第 5 条第 1 項第 7 号の成果目標（医師の働き方改革の推進）を達成した場合は、50 万円を助成上限額とする。

（賃上げ加算）

第 8 条 中小企業事業主は、第 5 条の成果目標に加えて、指定事業場で指定する労働者（以下「賃上げ対象労働者」という。）の時間当たり賃金額を引き上げること成果目標にすることができる。ただし、中小企業事業主は、雇入れ日の翌日から交付申請日までの期間が 3 箇月を超えない労働者を賃上げ対象労働者として指定することはできない。また、賃上げ対象労働者の人数は 30 人以下とし、賃金額の引上げ率については 3 % 以上、5 % 以上又は 7 % 以上のいずれかを選択するものとする。

2 本成果目標を追加する場合、賃上げ対象労働者の人数の合計、引上げ率及び中小企業事業主が常時使用する労働者数に応じて、下表 4 のとおり、第 7 条の助成上限額に加算する。

3 本成果目標を追加する場合、交付申請日から事業実施予定期間の終期までの期間において、次の（１）及び（２）をいずれも満たすことを要する。

（１）就業規則、労働協約又はこれらに準ずるものの作成又は変更を行い、施行すること。常時 10 人以上の労働者を使用する指定事業場が就業規則によりこの要件を満たそうとする場合、同期間内に、当該就業規則を所轄労働基準監督署長に届出を行い、施行すること。

（２）引上げ後の賃金を 1 箇月分以上支払うこと。

4 本成果目標を追加する場合、第 18 条第 2 項及び別途定めるところにより、賃金の支払状況について労働局長に報告することを併せて要する。

（表 4）

（４－１ 常時使用する労働者数が 30 人を超える場合）

引上げ人数 引上げ率	1 ～ 3 人	4 ～ 6 人	7 ～ 10 人	11 人～30 人
3 % 以上	6 万円	12 万円	20 万円	1 人当たり 2 万円 （上限 60 万円）
5 % 以上	24 万円	48 万円	80 万円	1 人当たり 8 万円 （上限 240 万円）
7 % 以上	36 万円	72 万円	120 万円	1 人当たり 12 万円 （上限 360 万円）

（４－２ 常時使用する労働者数が 10 人以上 30 人以下の場合）

引上げ人数 引上げ率	1 ～ 3 人	4 ～ 6 人	7 ～ 10 人	11 人～30 人
3 % 以上	6 万円	12 万円	20 万円	1 人当たり 2 万円 （上限 60 万円）

5 % 以上	48 万円	96 万円	160 万円	1 人当たり 16 万円 (上限 480 万円)
7 % 以上	72 万円	144 万円	240 万円	1 人当たり 24 万円 (上限 720 万円)

(4 - 3 常時使用する労働者数が10人未満の場合)

引上げ人数 引上げ率	1 ～ 3 人	4 ～ 6 人	7 ～ 9 人
3 % 以上	6 万円	12 万円	20 万円
5 % 以上	60 万円	120 万円	200 万円
7 % 以上	90 万円	180 万円	300 万円

(割増賃金率引上げ加算)

第 9 条 中小企業事業主は、第 5 条の成果目標に加えて、労基法第 37 条第 1 項に基づく時間外労働に係る割増賃金の率に、次の第 1 号、第 2 号又はその両方の内容で上乘せし、指定事業場における割増賃金の率（以下「所定割増賃金率」という。）を引き上げることが出来る。

- (1) 月 60 時間以内の時間外労働に係る所定割増賃金率を 5 % 以上引き上げること。
- (2) 月 45 時間を超えて月 60 時間以内の時間外労働に係る所定割増賃金率を 5 割以上とし、かつ、交付申請後から事業実施予定期間の終期までの期間において、いずれか 1 箇月における時間外労働の時間数を、交付申請日の属する月を基準として、労働者 1 人あたり 10 時間以上削減すること。
- 2 全ての指定事業場において、令和 8 年 4 月 1 日以前の 2 年間に於いて、少なくとも 1 箇月、月 45 時間（1 年単位の変形労働時間制により労働する労働者においては月 42 時間）を超える時間外労働の実態がなければ、前項第 2 号の成果目標を追加することはできない。
- 3 第 1 項第 1 号の成果目標を追加する場合は 25 万円、前項第 2 号の成果目標を追加する場合は 75 万円、前項第 1 号及び第 2 号の成果目標をいずれも追加する場合は 100 万円を、第 7 条の助成上限額に加算する。

- 4 第1項の成果目標を追加する場合、交付申請後から事業実施予定期間の終期までの期間において、就業規則、労働協約又はこれに準ずるものの作成又は変更を行い、施行することを要する。常時10人以上の労働者を使用する指定事業場が就業規則によりこの要件を満たそうとする場合、同期間内に、当該就業規則を所轄労働基準監督署長に届け出ること。

(交付申請)

- 第10条 本助成金の交付を受けようとする中小企業事業主は、様式第1号、事業実施計画及び別に定める添付書類を労働局長に提出することにより、事業実施年度の11月30日午後5時までに交付申請を行わなければならない。ただし、大規模なシステム障害や自然災害等中小企業事業主の責めに帰すべきでない事由による期日後の交付申請については、続く改善事業の実施に支障がないと見込まれる限りにおいて、労働局長はこれを受理すること。
- 2 事業実施年度における国の予算の状況により、前項の期日は予告なく変更する場合がある。

(交付決定等)

- 第11条 労働局長は、前条の規定による交付申請があった場合は、必要に応じて現地調査等を行いつつこれを審査し、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）第39条第1号に基づき、中小企業事業主が改善事業を実施することが適当であると認めたときは、交付の決定（以下「交付決定」という。）を行い、様式第2号により中小企業事業主に通知するものとする。
- 2 労働局長は、代理人又は社会保険労務士法施行規則（昭和43年厚生省労働省令第1号。以下「社労士則」という。）第16条第2項に規定する提出代行者若しくは同則第16条の3に規定する事務代理者による交付申請の場合、交付決定通知等については、これらの代理人等ではなく、中小企業事業主に対して通知する。
- 3 労働局長は、中小企業事業主が改善事業を実施することは適当でないと認めた場合は、不交付の決定（以下「不交付決定」という。）を行い、様式第3号により、当該中小企業事業主に通知するものとする。
- 4 労働局長は、交付申請のあった日から、原則として1箇月以内に交付決定又は不交付決定を行うものとする。

- 5 労働局長は、次の場合には交付決定を行わないものとする。
- (1) 交付申請の内容が、本交付要綱及び別に定める交付要件を満たさない場合
 - (2) 事業実施年度における全国の交付申請額の総額が、当年度における国の予算額を超過するおそれがある場合
 - (3) 中小企業事業主が、交付申請日の前日から起算して過去5年間に、業務改善助成金又は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第3章の2若しくは雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4章に基づき支給される給付金（以下「他の助成金等」という。）について、不正に受給した場合又は不正に受給しようとした場合
 - (4) 代理人又は事務代行等を行う社会保険労務士が、過去5年間等に、第23条第2項に基づく交付決定の取消し又は他の助成金等を不正に受給したことの理由となった不正行為に関与した場合
 - (5) 中小企業事業主又はその役員等のうちに、過去5年間等に、第23条第2項に基づく交付決定の取消し又は他の助成金等を不正に受給したことの理由となった不正行為に関与した者がある場合
 - (6) 中小企業事業主又はその役員等のうちに暴力団員に該当する者がいる場合、暴力団員が経営に実質的に関与している場合及びこれらの事業場であると知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められた場合
 - (7) 中小企業事業主が、交付申請日の前日から起算して過去1年間に、労働基準関係法令等に係る法令違反を行ったことが明らかである場合
 - (8) 中小企業事業主が交付決定までに倒産した又は事業実施年度内に倒産する見込みが相当程度ある場合
 - (9) 中小企業事業主が、事業実施年度の前年度より前のいずれかの保険年度において労働保険料を滞納し、現在まで滞納が解消されていない場合
 - (10) 改善事業の受託者が、中小企業事業主本人、申請代理人又はこれと同一視できる者である場合
 - (11) その他、中小企業事業主が改善事業を行うことは適切でないと労働局長が認める場合
- 6 交付決定については、次の制限及び調整を行うものとする。
- (1) 労働局長は、交付申請が以下のいずれかに該当する場合には、同一の中小企業事業主について交付決定を行わないものとする。
 - ① 同一年度内に、同一の改善事業又は成果目標について、国又は地方公共団体から他の補助金（間接補助金を含む。）の交付を受

けている場合

- ② 過年度に行った交付申請及び他のコースに係る交付申請を含め、第5条第1項各号の成果目標を同じくする交付申請である場合。ただし、第5条第1項第1号及び第2号の成果目標については、この限りでない。

(2) 労働局長は、同一年度内の交付申請である場合には、同一の中小企業事業主について、2回以上の交付決定を行わないものとする。同一の中小企業事業主が不交付決定を受けた場合及び既に受けた交付決定の全部又は一部を取り消した場合も同様とする。

(決定通知後の申請の取下げ)

第12条 中小企業事業主は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付申請を取り下げようとするときは、前条の通知を受けた日から15日以内に、その旨を記載した書面を労働局長に提出しなければならない。

(契約等)

第13条 中小企業事業主は改善事業を実施するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、改善事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不适当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(事業実施期間)

第14条 中小企業事業主が改善事業を実施することができる期間は、原則として、交付決定の日から当該年度の1月31日（砂糖製造業の中小企業事業主については3月14日）までの期間とする。ただし、会計年度独立の原則（財政法（昭和22年法律第34号）第12条）の遵守に支障が生じない限りにおいて、交付決定等により、労働局長がこれと異なる期間について決定することを妨げるものではない。

(交付決定内容の変更)

第15条 中小企業事業主は、第11条第1項の交付決定を受けた内容を変更しようとする場合は、あらかじめ様式第4号を労働局長に提出し、その承認を受けなければならない（軽微な変更を除く。）。
2 第21条第1項の規定は、前項の事業実施計画変更申請の規定について準用する。

- 3 労働局長は、第1項の規定による変更の申請があった場合は、必要に応じて現地調査等を行いつつこれを審査し、申請の内容が適当であると認めたときは、事業実施計画変更承認の決定を行い、様式第5号により中小企業事業主に通知するものとする。このとき、労働局長は、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
- 4 労働局長は、申請の内容が適当でないと認めた場合は、事業実施計画変更不承認の決定を行い、様式第6号により、中小企業事業主に通知するものとする。

(改善事業の自主的な中止又は廃止)

- 第16条 中小企業事業主は、改善事業を中止又は廃止しようとする場合は、あらかじめ様式第7号を労働局長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 労働局長は、第1項の規定による中止又は廃止の申請があった場合は、これを審査し、申請の内容が適当であると認めたときは、様式第7号の2により、中小企業事業主に通知するものとする。
 - 3 中止した改善事業を再開させようとする場合、中小企業事業主は第15条第1項に基づき事業実施計画変更申請を行い、事業実施予定期間等の変更について、労働局長の承認を得なければならない。

(事業遅延の届出)

- 第17条 中小企業事業主は、地震、津波、風水害等の災害その他避けることのできない事由により、やむを得ず、改善事業が事業実施予定期間内に実施できないと見込まれる場合又は改善事業の遂行が困難となった場合においては、あらかじめ様式第8号を労働局長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

- 第18条 中小企業事業主は、改善事業の実施状況について、労働局長から報告を求められた場合には、速やかに様式第9号を労働局長に提出しなければならない。
- 2 第8条によって賃金の引上げを行い、第20条に基づき交付額の確定を受けた中小企業事業主は、賃金を引き上げた後、6箇月分の賃金を支払った日（以下「6箇月後基準日」という。）までの賃金の支払状況について、様式第9号の2を、6箇月後基準日から起算して30日以内に、労働局長に提出しなければならない。

(支給申請)

第19条 改善事業を実施した中小企業事業主は、様式第10号、様式第11号及び別に定める添付書類を労働局長に提出することにより、事業実施予定期間の終期から起算して30日後の日又は交付決定を受けた日の属する年度の2月5日（砂糖製造業の中小企業事業主については3月19日）のいずれか早い日までに、改善事業の実施結果の報告及び支給の申請（以下「支給申請」という。）を行わなければならない。ただし、大規模なシステム障害や自然災害等中小企業事業主の責めに帰すべきでない事由による期日後の支給申請については、会計年度独立の原則の遵守に支障がないと見込まれる限りにおいて、労働局長はこれを受理すること。

2 前項の期限について、労働局長の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。

(交付額の確定等)

第20条 労働局長は、前条の規定による支給申請があった場合、必要に応じて現地調査等を行いつつこれを審査し、改善事業を実施した結果が交付決定の内容又は第15条に基づく計画変更の承認内容及びこれに付した条件（以下「交付決定の内容等」という。）に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定（以下「交付額の確定」という。）し、様式第12号により、当該中小企業事業主に通知するものとする。

2 労働局長は、代理人又は社労士則第16条第2項に規定する提出代行者若しくは同則第16条の3に規定する事務代理者の場合、交付決定通知等については、これらの代理人等ではなく、中小企業事業主に対して通知することとする。

3 労働局長は、支給申請のあった日から、原則として1箇月以内に交付額の確定等を行うものとする。

4 労働局長は、次の場合には交付額の確定を行わないこととする。

(1) 支給申請が交付決定の内容等に適合しないと認めるとき

(2) 支給申請が支給申請の審査について別に定める要件を満たさないとき

(消費税仕入控除税額の取扱)

第21条 中小企業事業主は、第10条の交付申請を行うに当たり、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対

象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して交付申請を行わなければならない。ただし、交付申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

- 2 労働局長は、第11条の交付決定を行うに当たり、前項により消費税仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めた場合は、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 労働局長は、第1項ただし書きによる交付申請がなされたものについては、消費税仕入控除税額について、助成金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 中小企業事業主は、第18条の状況報告又は第19条の支給申請を行うに当たり、消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還）

第22条 中小企業事業主は、改善事業実施後に、消費税及び地方消費税の申告により、消費税仕入控除税額が確定した場合（消費税仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、様式第13号により速やかに、遅くとも事業実施年度の翌々年度6月末日までに労働局長に報告しなければならない。ただし、前条第4項により、当該消費税仕入控除税額を減額して状況報告を行った場合には、この限りでない。

- 2 労働局長は、前項の報告があった場合には、様式第14号により、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。ただし、消費税仕入控除税額が0円の場合はこの限りでない。
- 3 前項に基づく消費税仕入控除税額の返還の納付期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利3%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

第23条 労働局長は、次に掲げる場合には、第11条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 中小企業事業主が、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく労働局長の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 中小企業事業主が、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない状況であるにもかかわらず、本助成金を受け、又は受けようとした場合（以下「不正受給」という。）
 - (3) 交付決定後に生じた事情の変更等により、改善事業の全部又は一部を実施又は継続する必要がなくなった場合
 - (4) 選択した成果目標について、中小企業事業主が達成できなかった場合
 - (5) その他、交付決定後に生じた事情により、当該事業主に本助成金の交付を行うことが適切でないと労働局長が認める場合
- 2 労働局長は、支給申請が次のいずれかに該当する場合には、第11条の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、支給申請が（1）に該当する場合に限り、労働局長は、第11条の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことに加え、交付決定を変更することもできる。
- (1) 労働局長が定める期限までに、不足又は不備のない支給申請が行われない場合（前項第1号に該当する場合を除く。第20条第4項の事由により支給決定を行わないまま、労働局長が定める期限を経過した場合を含む。）
 - (2) 申請者が中小企業事業主でなくなったことを確認した場合
 - (3) 中小企業事業主が、交付決定後において、業務改善助成金又は労働者災害補償保険法第3章の2若しくは雇用保険法第4章の規定により支給される給付金について、不正に受給した場合又は不正に受給しようとした場合
 - (4) 中小企業事業主が、交付決定後において、労働基準関係法令等に係る法令違反を行ったことが明らかである場合
 - (5) 中小企業事業主が、交付決定後において、倒産した又は事業実施年度内に倒産する見込みが相当程度生じた場合
 - (6) 改善事業の受託者が、中小企業事業主本人、申請代理人またはこれと同一視できる者である場合
- 3 労働局長は、第1項及び第2項のいずれかに該当するとして、交付決定の全部を取消し又は変更した場合は、様式第3号の2により、中小企業事業主に通知する。
- 4 労働局長は、交付決定額の一部を支給しない処分を行おうとする場合には、様式第3号の2により交付決定の内容を変更するとともに、第20条に基づき、様式第12号により交付額の確定を通知す

ること。

(助成金の返還、加算金及び延滞金)

第24条 労働局長は、前条第1項に基づき交付決定の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分の助成金が既に支給されているときは、期限を付して、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとし、様式第14号により中小企業事業主に通知する。

2 労働局長は、前項の返還を命ずる場合、当該命令に係る助成金を中小企業事業主が受領した日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を、併せて命ずるものとする。

3 第1項に基づき返還を命じる助成金及び前項の加算金の納付期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(公表)

第25条 労働局長は、本助成金の支給に係る適正な履行を担保し、不正受給を予防するため、中小企業事業主の行った不正受給が特に重大又は悪質なものであると認められる場合、下記(1)ないし(4)を公表すること。

(1) 不正受給を行った中小企業事業主の名称及び代表者の氏名

(2) 不正受給に係る指定事業場の名称、所在地及び事業の概要

(3) 不正受給に係る助成金の名称、交付決定を取り消した年月日並びに返還を命じた額及び返還状況

(4) 不正受給の内容

(財産の管理等)

第26条 中小企業事業主は、助成対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、改善事業の実施後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第27条 取得財産等のうち、施行令第13条第4号の規定により、厚生労働大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が30万円を超える機械、重要な器具及びその他の財産とする。

- 2 中小企業事業主は、施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ労働局長の承認を受けなければならない。
- 3 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(助成金の経理)

第28条 中小企業事業主は、改善事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して、改善事業の収入額及び支出額を記載し、助成金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 中小企業事業主は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備し、前項の収支簿とともに、第20条に基づく交付額の確定の日の属する年度の終了後、5年間保管しなければならない。ただし、改善事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の保管期間にかかわらず、当該財産の財産処分が完了する日、又は施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで、保管しておかなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第29条 中小企業事業主等は、第10条第1項に基づく交付の申請、第12条に基づく申請の取下げ、第15条第1項に基づく計画の内容の変更、第16条第1項に基づく改善事業の自主的な中止又は廃止、第17条に基づく事業遅延の届出、第18条に基づく状況報告、第19条に基づく支給申請、第22条第1項に基づく消費税仕入控除税額の確定に伴う報告又は第27条第2項に基づく財産の処分の承認申請については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第30条 労働局長は、第11条に基づく交付決定等、第15条第3項に

基づく承認、第16条第1項に基づく承認、第20条に基づく交付額の確定等、第22条第2項の規定に基づく返還命令、第23条に基づく交付決定の取消し若しくは変更、第24条第1項に基づく返還命令、第26条第2項に基づく納付命令（第27条第3項により準用する場合を含む。）又は第27条第2項に基づく承認について、中小企業事業主が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、当該通知等について、電子処理組織を使用する方法により行うことができる。

（その他）

第31条 本助成金の交付及び支給に関するその他必要な事項は、厚生労働省労働基準局長が別途定める。

（附則）

この交付要綱の規定は、令和8年4月13日以降に行われた交付申請等について適用する。